

岩手県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
調剤薬局ツルハドラッグ盛岡大館町店	盛岡市大館町18番3号	精神通院医療	令和8年5月1日
いつもの訪問看護ステーション	一関市新大町108番地	精神通院医療	〃